

1 見直しの必要性

平成19年7月6日付け総務省自治行政局公務員部長通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」の中で、「技能労務職員等の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。」や、「技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を、平成19年度中を目途に策定し公表すること。」が要請されているため、宝塚市として、下記のとおり取組方針を策定する。

2 現状

(1) 市が実施している現業業務

現在市が実施している現業業務は次のとおりである。

- ・ 内線電話交換業務
- ・ 市道の維持管理業務
- ・ 都市美化推進業務
- ・ ごみ収集、処理、処分等業務
- ・ 調理業務
- ・ 公園等の維持管理業務
- ・ 公用自動車整備業務
- ・ 放置自転車返還業務
- ・ 火葬場・霊園の管理等業務
- ・ マイクロバス運転業務
- ・ 用務業務
- ・ 浄水及び排水処理施設等の維持管理業務等

(2) 職種別職員構成等

平成19年9月1日現在の技能労務職等の職員総数は326名であり、職種別年齢階層別職員数は表1のとおりである。

表1 職種別年齢階層別職員数

| | 18-39歳 | 40-62歳 | 計 |
|-----|--------|--------|------|
| 作業員 | 68人 | 42人 | 110人 |
| 調理師 | 71人 | 47人 | 118人 |
| 用務員 | 27人 | 26人 | 53人 |
| 運転手 | 16人 | 16人 | 32人 |
| その他 | 5人 | 8人 | 13人 |
| 計 | 187人 | 139人 | 326人 |

※ 年齢は平成19年4月1日現在

※ 職員数はアルバイト職員を含む。

(3) 技能労務職員等の給与

平成18年4月1日現在の技能労務職員等の職種別平均年齢及び平均給与月額等は表2のとおりである。

表2 職種別平均年齢及び平均給与月額

| 職種 | 国 | 兵庫県 | 神戸市 | 宝塚市 (国ベース) |
|-----|---|----------|----------|---------------|
| 作業員 | 48歳4月 318,595円 (国は職種別数 値の公表はな し。平均給与月 額は時間外勤務 手当等実績によ る支給分を除 く) | — | 44歳1月 | 39歳11月 |
| | | — | 520,525円 | 349,683円 |
| 調理員 | | — | 47歳4月 | 37歳9月 |
| | | — | 394,864円 | 314,962円 |
| 用務員 | | 50歳2月 | 48歳0月 | 42歳5月 |
| | | 427,000円 | 451,172円 | 386,443円 |
| 運転手 | 47歳4月 | 46歳0月 | 50歳9月 | |
| | 423,700円 | 469,301円 | 464,293円 | |
| その他 | 50歳5月 | 46歳2月 | 53歳0月 | |
| | 423,400円 | 417,749円 | 448,540円 | |

※ 上段：平均年齢、下段：平均給与月額

※ 宝塚市数値はアルバイト職員を含む。

※ 兵庫県及び神戸市は各々人事委員会を設置し、人事委員会において民間給与の調査、研究を行い、職員の給与に関する勧告を実施している。

(4) 民間の同種の職種別平均年齢及び平均給与月額

民間の同種の職種別平均年齢及び平均給与月額は表3のとおりである。ただし、統計上パート雇用者や60歳以上の者を含むことから、公務労働者と対象範囲が異なるものである。

表3 職種別平均年齢及び平均給与月額

| 民間 | | |
|-------------|----------|----------|
| 職種 | 兵庫県平均 | 神戸市平均 |
| 廃棄物処理業従業員 | 42歳0月 | 45歳3月 |
| | 312,600円 | 308,800円 |
| 調理士 | 40歳4月 | 40歳1月 |
| | 253,300円 | 263,500円 |
| 用務員 | 61歳8月 | 60歳9月 |
| | 190,500円 | 227,300円 |
| 自家用乗用自動車運転手 | 58歳6月 | 60歳2月 |
| | 281,200円 | 272,400円 |
| その他 | 41歳8月 | — |
| | 206,900円 | — |

※ 民間の平均給与月額は平成16年、17年、18年の各6月分として支給された額の3ヶ年平均額。ただし、その他は平成14年、15年、16年の3ヶ年平均額。

※ 数値は「賃金構造基本統計調査」及び「構造基本統計調査（総務省再集計分を含む）」から。

3 今後の取組内容

(1) 技能労務職等の職のあり方等

技能労務職等の職域については、今後当該職域に関する関係法令も参考にしながら、職のあり方等について検討する。